

② 第一表の収入金額等と所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の7ページから12ページも併せてご覧ください。

次の事項を、【事例1】の記載例の書き方(6ページ)を参照して書いてください。

- ① 提出先、提出日、申告年分(00に「1」と書きます。)、空白部分(「確定」と書きます。)
- ② 住所(事業所などを含みます。)、マイナンバー(個人番号)、氏名、性別、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、生年月日、電話番号(市外局番から書いてください。)
- ③ 申告の種類(土地や建物の譲渡所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。)

③ 第二表を作成します。

作成に当たっては、【事例1】の記載例(7ページ)を参照してください。

④ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- **所得から差し引かれる金額**は、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の13ページから21ページで計算できます。

申告書B第一表

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書作成後、押印します。

令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 K市××町4-23-12

氏名 札幌 三郎

職業 会社員

生年月日 3/4/70

電話番号 011-123-4567

収入金額等

給与所得	12,000,000
退職所得	0
雑所得	0
合計	12,000,000

所得金額

給与所得	9,800,000
退職所得	0
雑所得	0
合計	9,800,000

所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	980,000
生命保険料控除	100,000
地震保険料控除	50,000
寡婦・寡夫控除	0
勤労学生・障害者控除	0
配偶者(特別)控除	380,000
扶養控除	126,000
基礎控除	380,000
⑩から⑳までの計	3,150,000
雑損控除	0
医療費控除	0
寄附金控除	0
合計	3,150,000

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

K市××町4-23-12

札幌 三郎

給与 12,000,000

源泉徴収額 2,900,000

980,000 100,000 50,000

⑲ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がある場合に、一定の金額が控除されます。

この事例では、控除対象扶養親族の方が特定扶養親族(年齢が19歳以上23歳未満の方)に該当し、その控除額は一人63万円となります(8ページ参照)。

⑰～⑱ 配偶者(特別)控除

あなた及び配偶者の合計所得金額に応じて控除額が異なります(8ページ参照)。

この事例では、源泉徴収票に配偶者控除額(13万円)の記載がありますが、特例を適用し、給与所得(9,800,000円)から譲渡損失の金額(△15,359,050円)を控除(損益通算)すると、合計所得金額が0円になるため、配偶者控除額は38万円となります。

⑤ 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)

住所 K市××町4-23-12

氏名 札幌 三郎

収入金額

短期譲渡所得	0
長期譲渡所得	25,000,000
雑所得	0
合計	25,000,000

所得金額

短期譲渡所得	0
長期譲渡所得	△15,359,050
雑所得	0
合計	△15,359,050

「特例適用条文」欄の記載方法は16ページを参照してください。

譲渡損失の書き方

譲渡損失の記載に当たっては、次の点にご注意ください。

イ 総合譲渡所得(金地金などの売却)や一時所得のない場合で、第一表の**所得金額**「①事業(営業等)」欄から「⑦雑」欄までの金額の合計が黒字の場合には、そのまま譲渡損失の金額の前に△を付して書いてください。

ロ イ以外の場合には記載手順が異なる場合がありますので、税務署にお尋ねください。

「区分」を書きます。

この事例では、「長期・一般」となります(9、43ページ参照)。

この事例の場合は給与所得の金額(9,800,000円)から「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の③欄(22ページ参照)の金額を差し引き、その差し引き後の金額を書いてください。

「給与所得」 「③欄の金額」
9,800,000円 - 15,359,050円
= △5,559,050円

この事例のように、控除しきれない譲渡損失の金額がある場合には、控除後の金額の前に△を付して書いてください。

なお、このケースの場合は、第一表の**所得金額**「⑨合計」欄の金額と異なる金額を記載することになります。

【令和元年分】

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

譲渡した資産に関する明細

資産の所在地番	面積	取得年月日	取得価額	譲渡年月日	譲渡価額	譲渡損失
〇市△△町3-6-28	75.01㎡	H25年8月	25,000,000円	R元年5月	15,359,050円	△9,640,950円
〇市△△町3-6-31	857.51㎡	H25年8月	25,000,000円	R元年5月	15,359,050円	△9,640,950円
N市△△町2-7-5-504	同左	H25年8月	25,000,000円	R元年5月	15,359,050円	△9,640,950円
仙台 四郎	同左	H25年8月	25,000,000円	R元年5月	15,359,050円	△9,640,950円
H31年4月4日	H31年4月4日	H31年4月4日	H31年4月4日	H31年4月4日	H31年4月4日	H31年4月4日
R元年6月13日	R元年6月13日	R元年6月13日	R元年6月13日	R元年6月13日	R元年6月13日	R元年6月13日
H25年8月6日	H25年8月6日	H25年8月6日	H25年8月6日	H25年8月6日	H25年8月6日	H25年8月6日
取得価額	25,000,000円	取得価額	25,000,000円	取得価額	25,000,000円	取得価額
取得費相当額	1,275,750円	取得費相当額	1,275,750円	取得費相当額	1,275,750円	取得費相当額
差引(②-③)	39,474,250円	差引(②-③)	39,474,250円	差引(②-③)	39,474,250円	差引(②-③)
譲渡に要した費用	884,800円	譲渡に要した費用	884,800円	譲渡に要した費用	884,800円	譲渡に要した費用
居住用財産の譲渡損失の金額	△15,359,050円	居住用財産の譲渡損失の金額	△15,359,050円	居住用財産の譲渡損失の金額	△15,359,050円	居住用財産の譲渡損失の金額

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。

なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

譲渡損失の書き方

譲渡損失の記載に当たっては、次の点にご注意ください。

イ 総合譲渡所得(金地金などの売却)や一時所得のない場合で、第一表の**所得金額**「①事業(営業等)」欄から「⑦雑」欄までの金額の合計が黒字の場合には、そのまま譲渡損失の金額の前に△を付して書いてください。

ロ イ以外の場合には記載手順が異なる場合がありますので、税務署にお尋ねください。

「区分」を書きます。

この事例では、「長期・一般」となります(9、43ページ参照)。

この事例の場合は給与所得の金額(9,800,000円)から「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の③欄(22ページ参照)の金額を差し引き、その差し引き後の金額を書いてください。

「給与所得」 「③欄の金額」
9,800,000円 - 15,359,050円
= △5,559,050円

この事例のように、控除しきれない譲渡損失の金額がある場合には、控除後の金額の前に△を付して書いてください。

なお、このケースの場合は、第一表の**所得金額**「⑨合計」欄の金額と異なる金額を記載することになります。

